

令和5年度 第21回 検査補助員指定講習会

受講案内

< 申込受付期間 >
令和5年10月20日まで
(当日消印有効)

公益社団法人 広島県浄化槽協会

広島県では 10 人槽以下の浄化槽について、BOD検査を用いた効率化検査を実施することとしています。

この検査補助員指定講習会は、浄化槽法第 11 条に基づく効率化検査の実施要綱に基づく水質に関する検査の適正かつ円滑な実施を確保するため、(公社)広島県浄化槽協会の検査補助業務を行う検査補助員を養成するための指定講習会です。

検査補助業務を行うには「検査補助員登録事業所」となる必要があります。

検査補助員登録事業所には、当講習会の受講修了者が事業所内に最低 1 名以上必要となりますので、受講資格を確認の上受講してください。

受講資格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の許可並びに浄化槽法第 35 条の許可を有し、広島県内において浄化槽保守点検業の登録をしている事業所に従事している者であって、浄化槽管理士の資格を有する者。

開催日時

令和 5 年 11 月 9 日(木) 13:00 ~ 17:00

講習会場

(公社)広島県浄化槽協会
広島県安芸郡府中町千代 8-8 3F 会議室

申込方法

所定の受講申込書を簡易書留郵便により提出してください。

受講申込書入手方法

下記まで送付先住所・氏名・電話番号・受講申込書部数を FAX にて御連絡ください。

受講申込先(申込書送付先)

(公社)広島県浄化槽協会
〒735-0027
広島県安芸郡府中町千代 8-8
TEL:082-569-5540 FAX:082-569-5541

申込書の提出は、専用の封筒を用い、必ず簡易書留郵便としてください。

提出書類

- (1) 受講申込書 1 部
- (2) 写真 2 枚
上半身、脱帽、正面向縦3cm、横2.5cmで、申込前6ヶ月以内に撮影したものを同封してください。
(スナップ写真は不可) なお、写真の裏面に氏名を記入してください
- (3) 浄化槽管理士免状の写し(浄化槽管理士講習会の終了証でも可)

講習会カリキュラム

1 時限	浄化槽法第 11 条効率化検査について
2 時限	浄化槽維持管理概論
3 時限	11 条効率化検査方法の解説
4 時限	考査

受講票について

受講票は講習会当日の受付にてお渡しいたします。

受講申込に関する注意等

- (1) 提出書類に不備(記入漏れ、誤記等)があった場合には、受講できない場合がありますので十分御注意ください。
- (2) 受講手数料及び提出書類は、提出後理由のいかんを問わず返還しません。
- (3) 申込書に記載いただく等により収集した申込者の個人情報、講習会実施業務遂行のために利用するとともに、受講修了者については、検査補助員の登録・管理のために使用します。

受講手数料及び納付方法

受講に当たっては、**受講手数料 5,000 円**の納付が必要です。納付方法は、大変お手数をおかけいたしますが、当協会へお問い合わせいただきますようお願いいたします。